

令和4年第3回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和4年3月31日(木) 午後2時30分

東浦町役場 合同委員会室

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和4年第2回定例会会議録承認

令和4年第1回臨時会会議録承認

日程第 2 議案第8号 東浦町学校運営協議会規則の一部改正について

【学校教育課】

議案第9号 東浦町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に
関する規則の一部改正について 【学校教育課】

議案第10号 東浦町教育委員会事務局組織規則の一部改正につい
て 【学校教育課】

日程第 3 議案第11号 係の所掌事務に関する規程の一部改正について
【学校教育課】

日程第 4 議案第12号 東浦町立学校産業医の選任について
【学校教育課】

議案第13号 東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の選任に
ついて 【学校教育課】

議案第14号 学校運営協議会委員の選任について
【学校教育課】

日程第 5 議案第15号 東浦町教育委員会事務局職員の任免について
【学校教育課】

日程第 6 議案第16号 東浦町社会教育委員の選任について
【生涯学習課】

議案第17号 藤江公民館参与の任免について
【生涯学習課】

議案第18号 東浦町文化財保護審議会委員の選任について
【生涯学習課】

日程第 7 議案第19号 東浦町スポーツ推進委員の選任について
【スポーツ課】

議案第 20 号 第 15 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会東浦町実行委員の選任について 【スポーツ課】

議案第 21 号 東浦町学校部活動外部指導者の選任について 【スポーツ課】

議案第 22 号 東浦町学校体育施設の開放運営委員の選任について 【スポーツ課】

日程第 8 教育長報告

日程第 9 報告第 5 号 東浦町教育委員会名義後援について
【学校教育課・生涯学習課・スポーツ課・学校給食センター】

日程第 10 報告第 6 号 区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について
【学校教育課】

日程第 11 各課報告

閉 会

____ 時 ____ 分

次回

第 4 回定例会

令和 4 年 4 月 18 日(月) 午前 9 時 30 分

場所 東浦町役場 西会議室 1 (北側)

自由討議

議案第 8 号

東浦町学校運営協議会規則の一部改正について

東浦町学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 31 日

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

東浦町教育委員会規則第 号

東浦町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

東浦町学校運営協議会規則（令和 3 年東浦町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

学校	協議会
東浦町立森岡小学校	森岡小学校区学校運営協議会
東浦町立緒川小学校	緒川小学校区学校運営協議会
東浦町立片葩小学校	片葩小学校区学校運営協議会
東浦町立石浜西小学校	石浜西小学校区学校運営協議会
東浦町立生路小学校	生路小学校区学校運営協議会
東浦町立藤江小学校	藤江小学校区学校運営協議会
東浦町立東浦中学校	東浦中学校区学校運営協議会
東浦町立北部中学校	北部中学校区学校運営協議会
東浦町立卯ノ里小学校	西部中学校区学校運営協議会
東浦町立西部中学校	

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 1 項の規定により学校運営協議会の設置が努力義務とされていることを踏まえ、令和 3 年度は先行事例として、卯ノ里小学校及び西部中学校の校区に西部中学校区学校運営協議会を設置した。その他の小中学校にも学校運営協議会を設置することで、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくため。

○東浦町学校運営協議会規則

令和3年2月19日教育委員会規則第2号

東浦町学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第47条の5第1項の規定に基づき、別表のとおり協議会を置く。

(組織等)

第3条 協議会は、委員5（2以上の学校について1の協議会を置く場合は、当該学校数に5を乗じて得た数）人以内で組織する。

2 教育委員会は、法第47条の5第2項の規定により委員を任命するときは、対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長に意見を聴くものとする。

3 委員が欠けた場合には、教育委員会は、速やかに新たに委員を任命するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

この場合において、会長は、緊急を要する場合を除き、あらかじめ議案を示すものとする。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、対象学校の運営について地域住民等の理解、協力、参画等を促進するため、協議会に企画を推進する部会を置くことができる。

(学校の運営に関する基本的な方針に関する事項)

第8条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により作成する対象学校の運営に関する基本的な方針を、毎年度作成するものとする。

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された対象学校の運営に関する基本的な方針に従って対象学校の運営を行うものとする。

3 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の経営計画に関する事項その他対象学校の校長が必要と認める事項とする。

(学校の運営に関する事項に係る意見聴取)

第9条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校の職員の任用に関して規則で定める事項)

第10条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の職員の採用に関する事項

(2) 対象学校の運営に関する基本的な方針を実現し、又は教育上の課題を解決するための対象学

校の職員の配置の方針に関する事項

(対象学校の運営状況等に関する評価)

第11条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(秘密保持等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(2) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす行為

(3) その他委員としてふさわしくない行為

(委員の解任)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があった場合

(2) 前条の規定に反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

学校	協議会
東浦町立卯ノ里小学校	西部中学校区学校運営協議会
東浦町立西部中学校	

議案第 9 号

東浦町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について

東浦町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 31 日

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

東浦町教育委員会規則第 号

東浦町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

東浦町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 3 年東浦町教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（教育職員の業務量の適切な管理） 第 2 条 教育委員会は、町立学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）第 2 章第 1 節（1）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（勤務時間条例第 8 条第 3 項に規定する日における正規の勤務時間（同条第 2 項の規定により勤務することを命ぜられた時間を除き、同項の規定により勤務させないこととした他の日における時間を含む。）以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。 （1）及び（2）略	（教育職員の業務量の適切な管理） 第 2 条 教育委員会は、町立学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）第 3（1）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（勤務時間条例第 8 条第 3 項に規定する日における正規の勤務時間（同条第 2 項の規定により勤務することを命ぜられた時間を除き、同項の規定により勤務させないこととした他の日における時間を含む。）以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。 （1）及び（2）略

2 略	2 略
-----	-----

附 則

この規則は、令和4年 月 日から施行する。

提案理由

規則中引用している「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の
 服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措
 置に関する指針」が改正されたため提案するものである。

○東浦町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

令和3年3月31日教育委員会規則第4号

東浦町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛知県条例第55号）第7条の規定に基づき、教育委員会の所管に属する学校（以下「町立学校」という。）の教育職員（同条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和42年愛知県条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第3条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他町立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、町立学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）第3（1）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（勤務時間条例第8条第3項に規定する日における正規の勤務時間（同条第2項の規定により勤務することを命ぜられた時間を除き、同項の規定により勤務させないこととした他の日における時間を含む。）以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、町立学校の教育職員が児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、町立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理その他町立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第10号

東浦町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
東浦町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和4年3月31日
東浦町教育委員会教育長 庄子 亨
東浦町教育委員会規則第 号

東浦町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
東浦町教育委員会事務局組織規則（昭和54年東浦町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（事務局の組織） 第2条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に教育部を置き、教育部に学校教育課、生涯学習課<u>及びスポーツ課</u>を置く。 2 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。 （1）から（6）まで 略 <u>（7）学校給食センターの運営及び管理に関すること。</u> <u>（8）給食計画に関すること。</u> <u>（9）給食費の経理に関すること。</u> <u>（10）統計、広報、その他の課の主管に属しないこと。</u> 3 生涯学習課においては、次の事務をつかさどる。 （1）から（3）まで 略 <u>（4）図書館の運営及び管理に関すること。</u> <u>（5）読書活動の推進に関すること。</u> <u>（6）略</u> <u>（7）略</u>	（事務局の組織） 第2条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に教育部を置き、教育部に学校教育課、生涯学習課、<u>図書館、スポーツ課及び学校給食センター（以下「課等」という。）</u>を置く。 2 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。 （1）から（6）まで 略 <u>（7）統計、広報、その他の課等の主管に属しないこと。</u> 3 生涯学習課においては、次の事務をつかさどる。 （1）から（3）まで 略 <u>（4）略</u> <u>（5）略</u> 4 <u>図書館においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>（1）図書館の運営及び管理に関するこ</u>

<u>4</u> 略 (係の設置) 第3条 前条に規定する<u>課</u>に次の係を置く。 (1) 学校教育課 庶務係、<u>学校教育係、学校給食係</u> (2) 略 <u>(3) 略</u> 2 略 (職員の職及びその職務) 第4条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、事務局の<u>課</u>に、次の表の職名欄に掲げる職員の職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。 表 略 2 前項に掲げるもののほか、必要に応じ、事務局の<u>課</u>に次の表の職名欄に掲げる職員の職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>職名</th><th>職務</th></tr> <tr> <td colspan="2">参事の項から主査の項まで 略</td></tr> <tr> <td><u>司書</u> <u>司書補</u></td><td><u>上司の命を受け、司書事務に従事する。</u></td></tr> </table>	職名	職務	参事の項から主査の項まで 略		<u>司書</u> <u>司書補</u>	<u>上司の命を受け、司書事務に従事する。</u>	<u>と。</u> (2) <u>読書活動の推進に関すること。</u> <u>5</u> 略 <u>6</u> 学校給食センターにおいては、次の事務をつかさどる。 (1) <u>学校給食センターの運営及び管理に関すること。</u> (2) <u>給食計画に関すること。</u> (3) <u>給食費の経理に関すること。</u> (係の設置) 第3条 前条に規定する<u>課等</u>に次の係を置く。 (1) 学校教育課 庶務係、<u>学校教育係</u> (2) 略 <u>(3) 図書館 図書館係</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 学校給食センター 学校給食センター係</u> 2 略 (職員の職及びその職務) 第4条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、事務局の<u>課等</u>に、次の表の職名欄に掲げる職員の職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。 表 略 2 前項に掲げるもののほか、必要に応じ、事務局の<u>課等</u>に次の表の職名欄に掲げる職員の職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>職名</th><th>職務</th></tr> <tr> <td colspan="2">参事の項から主査の項まで 略</td></tr> <tr> <td><u>司書</u> <u>司書補</u></td><td><u>上司の命を受け、司書事務に従事する。</u></td></tr> </table>	職名	職務	参事の項から主査の項まで 略		<u>司書</u> <u>司書補</u>	<u>上司の命を受け、司書事務に従事する。</u>
職名	職務												
参事の項から主査の項まで 略													
<u>司書</u> <u>司書補</u>	<u>上司の命を受け、司書事務に従事する。</u>												
職名	職務												
参事の項から主査の項まで 略													
<u>司書</u> <u>司書補</u>	<u>上司の命を受け、司書事務に従事する。</u>												

		<u>自動車</u>	<u>上司の命を受け、運転業務に</u>
		<u>運転手</u>	<u>従事する。</u>
調理員の項及び用務員の項 略		調理員の項及び用務員の項 略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

東浦町中央図書館の指定管理及び東浦町学校給食センターの調理業務委託に伴い、課としての中央図書館を廃止し、及び課としての学校給食センターを学校教育課に統合するため。また、教育委員会で自動車運転手を新たに雇用する見込みがないため。

○東浦町教育委員会事務局組織規則

昭和54年3月26日教育委員会規則第3号

改正

昭和54年9月12日教育委員会規則第6号
昭和55年3月22日教育委員会規則第1号
昭和58年3月25日教育委員会規則第2号
昭和59年3月31日教育委員会規則第5号
昭和60年3月30日教育委員会規則第1号
昭和61年3月31日教育委員会規則第1号
平成元年3月31日教育委員会規則第3号
平成3年3月20日教育委員会規則第3号
平成5年3月31日教育委員会規則第2号
平成9年2月26日教育委員会規則第1号
平成10年6月29日教育委員会規則第3号
平成11年3月31日教育委員会規則第3号
平成13年3月30日教育委員会規則第3号
平成15年3月31日教育委員会規則第3号
平成17年3月31日教育委員会規則第1号
平成18年3月31日教育委員会規則第1号
平成20年3月31日教育委員会規則第1号
平成25年2月22日教育委員会規則第2号
平成27年3月5日教育委員会規則第1号

東浦町教育委員会事務局組織規則

東浦町教育委員会事務局組織規則（昭和31年東浦町教育委員会規則第8号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務を処理するため必要な組織について定めるものとする。

（事務局の組織）

第2条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に教育部を置き、教育部に学校教育課、生涯学習課、図書館、スポーツ課及び学校給食センター（以下「課等」という。）を置く。

2 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

- （1）教育委員会の会議に関すること。
- （2）職員の任免その他の人事（県費負担教職員にあっては、その内申）及び服務の監督並びに研修に関すること。
- （3）教育委員会の所掌に係る予算に関すること。
- （4）学校の管理及び施設の整備に関すること。
- （5）教育課程、学習指導等教育内容に関すること。
- （6）学校保健、学校安全及び学校体育に関すること。
- （7）統計、広報、その他の課等の主管に属しないこと。

3 生涯学習課においては、次の事務をつかさどる。

- （1）生涯学習の企画、調整及び推進に関すること。
- （2）社会教育に関すること。
- （3）文化の振興に関すること。
- （4）文化財の保護に関すること。
- （5）町誌に関すること。

4 図書館においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館の運営及び管理に関すること。
 - (2) 読書活動の推進に関すること。
 - 5 スポーツ課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) スポーツの振興に関すること。
 - (2) スポーツ施設の管理及び整備に関すること。
 - 6 学校給食センターにおいては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 学校給食センターの運営及び管理に関すること。
 - (2) 給食計画に関すること。
 - (3) 給食費の経理に関すること。
- (係の設置)

第3条 前条に規定する課等に次の係を置く。

- (1) 学校教育課 庶務係、学校教育係
- (2) 生涯学習課 生涯学習係、文化財係
- (3) 図書館 図書館係
- (4) スポーツ課 スポーツ係
- (5) 学校給食センター 学校給食センター係

2 係の所掌事務は、別に定める。

(職員の職及びその職務)

第4条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、事務局の課等に、次の表の職名欄に掲げる職員の職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
教育部長	教育長の命を受け、教育委員会の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
課長 館長 所長	上司の命を受け、課又は学校以外の教育機関に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。

2 前項に掲げるもののほか、必要に応じ、事務局の課等に次の表の職名欄に掲げる職員の職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
参事	特に教育長が命ずる事務を処理し、所属の職員を指揮監督する。
主幹	上司の命を受け、事務を分担掌理する。
指導主事	上司の命を受け、指導主事の職務に従事する。
統括課長補佐	上司の命を受け、課長を補佐し、課に属する事務を統括処理する。
課長補佐 館長補佐 所長補佐	上司の命を受け、課長、館長及び所長を補佐し、課又は学校以外の教育機関に属する事務を処理する。
主任	上司が命ずる専門事項に関する事務を処理する。
主査	上司の命を受け、特に命ずる事務を処理する。
司書 司書補	上司の命を受け、司書事務に従事する。
自動車運転手	上司の命を受け、運転業務に従事する。
調理員	上司の命を受け、学校給食の調理業務に従事する。
用務員	上司の命を受け、施設の清掃及び文書送達等の業務に従事する。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年9月12日教委規則第6号）

この規則は、昭和54年9月12日から施行する。

附 則（昭和55年3月22日教委規則第1号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月25日教委規則第2号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日教委規則第5号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日教委規則第1号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日教委規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日教委規則第3号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月20日教委規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日教委規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月29日教委規則第3号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日教委規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日教委規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日教委規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月22日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月5日教委規則第1号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる教育長が在職する場合においては、当該教育長の教育委員の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあっては当該欠けた日）までは、この規則による改正後の各規則（第6条の規定による改正後の東浦町教育支援委員会運営規則を除く。）の規定は適用せず、改正前の各規則（第6条の規定による改正後の東浦町教育支援委員会運営規則を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

議案第 11 号

係の所掌事務に関する規程の一部改正について

係の所掌事務に関する規程の一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

係の所掌事務に関する規程の一部を改正する訓令

係の所掌事務に関する規程（昭和 54 年東浦町教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の本則を改正後の欄の本則に改める。

改正後	改正前
東浦町教育委員会事務局組織規則（昭和 54 年東浦町教育委員会規則第 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する係の所掌事務を次のように定めるものとする。 学校教育課 庶務係 1 略 2 公印の <u>管理</u> に関すること。 3 から 12 まで 略 学校教育係 1 から 10 まで 略 11 略 <u>学校給食係</u> 1 <u>給食施設の設置、管理及び廃止に関すること。</u> 2 <u>学校給食センター運営委員会に関すること。</u> 3 <u>給食献立の作成に関すること。</u> 4 <u>給食用物資に関すること。</u> 5 <u>給食の栄養指導に関すること。</u> 6 <u>給食の配送及び回収に関すること。</u> 7 <u>その他学校給食に関すること。</u> 生涯学習課 生涯学習係 1 から 10 まで 略	東浦町教育委員会事務局組織規則（昭和 54 年東浦町教育委員会規則第 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する係の所掌事務を次のように定めるものとする。 学校教育課 庶務係 1 略 2 公印の <u>管守</u> に関すること。 3 から 12 まで 略 学校教育係 1 から 10 まで 略 11 <u>学校評議員に関すること。</u> 12 略 生涯学習課 生涯学習係 1 から 10 まで 略

<u>11 図書館の設置、管理及び廃止に関すること。</u> <u>12 図書館協議会委員に関すること。</u> <u>13 読書活動の推進に関すること。</u> <u>14 略</u> 文化財係 略 スポーツ課 略	<u>11 略</u> 文化財係 略 <u>図書館</u> <u>図書館係</u> <u>1 図書館の設置、管理及び廃止に関すること。</u> <u>2 図書館協議会委員に関すること。</u> <u>3 読書活動の推進に関すること。</u> <u>4 その他図書館に関すること。</u> スポーツ課 略 <u>学校給食センター</u> <u>学校給食センター係</u> <u>1 給食施設の設置、管理及び廃止に関すること。</u> <u>2 学校給食センター運営委員会に関すること。</u> <u>3 給食献立の作成に関すること。</u> <u>4 給食用物資に関すること。</u> <u>5 給食の栄養指導に関すること。</u> <u>6 給食の配送及び回収に関すること。</u> <u>7 県費負担学校栄養職員のサービスの監督に関すること。</u> <u>8 その他学校給食に関すること。</u>
--	---

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

機構改革に伴い、組織の所掌事務等を変更するため提案するものである。

○係の所掌事務に関する規程

昭和54年9月12日教育委員会訓令第2号

改正

昭和55年3月22日教育委員会訓令第1号
昭和58年3月25日教育委員会訓令第1号
昭和60年3月30日教育委員会訓令第1号
平成3年3月20日教育委員会訓令第1号
平成9年2月26日教育委員会訓令第1号
平成11年3月31日教育委員会訓令第3号
平成12年3月31日教育委員会訓令第2号
平成13年3月30日教育委員会訓令第1号
平成18年3月31日教育委員会訓令第1号
平成20年3月31日教育委員会訓令第1号
平成24年2月24日教育委員会訓令第1号
平成24年3月30日教育委員会訓令第2号

係の所掌事務に関する規程

東浦町教育委員会事務局組織規則（昭和54年東浦町教育委員会規則第3号）第3条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する係の所掌事務を次のように定めるものとする。

学校教育課

庶務係

- 1 教育委員会の会議及び教育委員会委員に関すること。
- 2 公印の管守に関すること。
- 3 職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。
- 4 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- 5 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。
- 6 教育財産の取得の申出に関すること。
- 7 教育事務の調査、統計及び広報に関すること。
- 8 通学区域に関すること。
- 9 文書の收受、発送、保存及び廃棄に関すること。
- 10 他の教育委員会との連絡調整に関すること。
- 11 部内の連絡調整に関すること。
- 12 他の課等の所管に属しないこと。

学校教育係

- 1 儀式及び賞罰に関すること。
- 2 県費負担教職員の任免、懲戒その他の進退の内申に関すること。
- 3 県費負担教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関すること。
- 4 学校の組織、編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- 5 教育職員の研修に関すること。
- 6 児童及び生徒の就学に関すること。
- 7 要・準要保護家庭の援護に関すること。
- 8 私学助成（私立幼稚園を含む。）に関すること。
- 9 教科書及び教材の取扱いに関すること。
- 10 学校における保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 11 学校評議員に関すること。
- 12 その他学校教育に関すること。

生涯学習課

生涯学習係

- 1 生涯学習の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

- 2 公民館の設置、管理及び廃止に関する事。
- 3 社会教育委員に関する事。
- 4 社会教育の総合企画及び運営に関する事。
- 5 公民館事業の統括に関する事。
- 6 社会教育関係団体の指導育成に関する事。
- 7 家庭教育、成人教育及び高齢者教育に関する事。
- 8 青少年教育及び青少年健全育成に関する事。
- 9 視聴覚教育に関する事。
- 10 芸術及び文化の普及及び向上に関する事。
- 11 その他生涯学習に関する事。

文化財係

- 1 文化財の調査研究、指定、保護及び活用に関する事。
- 2 文化財保護審議会委員に関する事。
- 3 資料館の設置、管理及び廃止に関する事。
- 4 町誌に関する事。
- 5 その他文化財に関する事。

図書館

図書館係

- 1 図書館の設置、管理及び廃止に関する事。
- 2 図書館協議会委員に関する事。
- 3 読書活動の推進に関する事。
- 4 その他図書館に関する事。

スポーツ課

スポーツ係

- 1 体育施設の設置、廃止及び管理運営に関する事。
- 2 スポーツ推進委員に関する事。
- 3 スポーツの推進の総合企画及び運営に関する事。
- 4 スポーツの推進に関する事。
- 5 学校体育施設のスポーツ開放に関する事。
- 6 社会体育関係団体の指導育成に関する事。
- 7 体育レクリエーションに関する事。
- 8 その他社会体育に関する事。

学校給食センター

学校給食センター係

- 1 給食施設の設置、管理及び廃止に関する事。
- 2 学校給食センター運営委員会に関する事。
- 3 給食献立の作成に関する事。
- 4 給食用物資に関する事。
- 5 給食の栄養指導に関する事。
- 6 給食の配送及び回収に関する事。
- 7 県費負担学校栄養職員のサービスの監督に関する事。
- 8 その他学校給食に関する事。

附 則

この訓令は、昭和54年9月12日から施行する。

附 則（昭和55年3月22日教委訓令第1号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月25日教委訓令第1号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日教委訓令第1号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成３年３月20日教委訓令第１号）

この訓令は、平成３年４月１日から施行する。ただし、社会教育課の項の次に一項を加える改正規定中図書館協議会委員に係る部分は、平成３年７月１日から施行する。

附 則（平成９年２月26日教委訓令第１号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成11年３月31日教委訓令第３号）

この訓令は、平成11年４月１日から施行する。

附 則（平成12年３月31日教委訓令第２号）

この訓令は、平成12年４月１日から施行する。

附 則（平成13年３月30日教委訓令第１号）

この訓令は、平成13年４月１日から施行する。

附 則（平成18年３月31日教委訓令第１号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附 則（平成20年３月31日教委訓令第１号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附 則（平成24年２月24日教委訓令第１号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附 則（平成24年３月30日教委訓令第２号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

議案第 12 号

東浦町立学校産業医の選任について
東浦町立学校産業医を別紙のとおり選任するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町教職員安全衛生管理規程第 9 条第 2 項の規定により提案するものである。

東浦町立学校産業医名簿

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

NO	氏 名	所 属	備 考
1	藤澤 稔	藤沢医院 医師	

【参考】

◎東浦町教職員安全衛生管理規程

(産業医)

第9条 労働安全衛生法第13条第1項の規定に基づき、産業医を置く。

2 産業医は、教育長が医師のうちから選任する。

3 産業医は、次に掲げる業務を行う。

(1) 健康診断の実施その他教職員の健康管理に関すること。

(2) 衛生教育その他教職員の健康の保持増進を図るための措置で医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。

(3) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。

(4) 前各号に掲げる事項について必要により総括安全衛生管理者若しくは総括安全衛生副管理者に対し勧告し、又は衛生管理者に対し指導し、若しくは助言すること。

議案第 13 号

東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の選任について
東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を別紙のとおり選任するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

学校保健安全法第 23 条第 3 項の規定により提案するものである。

東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師名簿

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

N0	氏 名	所 属	備 考
1	前田 吉昭	前田クリニック 医師	藤江小学校医
2	小林 峰生	小林クリニック 医師	生路小学校医
3	藤澤 稔	藤沢医院 医師	片葩小学校医
4	阿部 知司	森岡台あべ内科クリニック 医師	石浜西小学校医
5	日高 啓量	ひだかこどもクリニック 医師	緒川小学校医
6	岡本 嘉仁	巽ヶ丘クリニック 医師	卯ノ里小学校医
7	松岡 秀起	まつおか整形外科 医師	森岡小学校医
8	中野 禎	東浦医院 医師	東浦中学校医
9	山本 原嗣	やまもとクリニック 医師	東浦中学校医
10	藤澤 稔	藤沢医院 医師	東浦中学校医
11	竹内 意	於大クリニック 医師	東浦中学校医
12	安本 昌紀	げんきの森皮フ科 医師	東浦中学校医
13	阿部 知司	森岡台あべ内科クリニック 医師	東浦中学校医
14	山本 さゆり	ゆりクリニック 医師	北部中学校医
15	松岡 秀起	まつおか整形外科 医師	北部中学校医
16	安本 昌紀	げんきの森皮フ科 医師	北部中学校医
17	山本 原嗣	やまもとクリニック 医師	西部中学校医
18	三谷 光生	みたに整形外科 医師	西部中学校医
19	中野 禎	東浦医院 医師	西部中学校医
20	長坂 潔道	長坂歯科医院 歯科医師	藤江小学校歯科医
21	石川 求	モトム歯科 歯科医師	生路小学校歯科医
22	成田 徳昭	田中歯科医院 歯科医師	片葩小学校歯科医
23	平林 直樹	平林歯科医院 歯科医師	石浜西小学校歯科医
24	成田 恵子	田中歯科医院 歯科医師	緒川小学校歯科医
25	横地 剛	あしま歯科クリニック 歯科医師	卯ノ里小学校歯科医
26	松井 善信	松井歯科医院 歯科医師	森岡小学校歯科医
27	酒井 啓	さかいファミリー歯科 歯科医師	東浦中学校歯科医
28	庵原 まり子	東浦よつば歯科 歯科医師	東浦中学校歯科医
29	成田 恵子	田中歯科医院 歯科医師	東浦中学校歯科医
30	成田 徳昭	田中歯科医院 歯科医師	北部中学校歯科医
31	富野 雅史	LEO デンタルクリニック 歯科医師	北部中学校歯科医
32	安田 裕政	ちた歯科医院 歯科医師	北部中学校歯科医

33	桑原 幸夫	ホワイト歯科 歯科医師	西部中学校歯科医
34	杉本 初枝	イクヂ天心堂薬局 薬剤師	藤江小学校薬剤師
35	永田 基己	ポプラ調剤薬局 薬剤師	生路小学校薬剤師
36	内野 隼	こぐま薬局緒川店 薬剤師	片葩小学校薬剤師
37	永田 基己	ポプラ調剤薬局 薬剤師	石浜西小学校薬剤師
38	岩田 佳子	イオン薬局東浦店 薬剤師	緒川小学校薬剤師
39	上田 哲次郎	かしの木薬局 薬剤師	卯ノ里小学校薬剤師
40	内野 有里	こぐま薬局緒川店 薬剤師	森岡小学校薬剤師
41	岩田 佳子	イオン薬局東浦店 薬剤師	東浦中学校薬剤師
42	仮屋 賢治	こぐま薬局緒川店 薬剤師	北部中学校薬剤師
43	上田 哲次郎	かしの木薬局 薬剤師	西部中学校薬剤師

【参考】

◎学校保健安全法

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第 23 条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

議案第 14 号

学校運営協議会委員の選任について
学校運営協議会委員を別紙のとおり選任するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町学校運営協議会規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により提案するものである。

学校運営協議会委員名簿

(令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)

N0	氏 名	所 属	備 考
1	中村 六雄	藤江区長	藤江小学校
2	富永 凡人	平池台自治会長	藤江小学校
3	石原 弘幸	社会教育委員	藤江小学校
4	新美 五月	民生児童委員	藤江小学校
5	松本 通英	八つ頭保存会副会長	藤江小学校
6	原田 正治	生路区長	生路小学校
7	徳永 健一	元 PTA 会長	生路小学校
8	竹内 真奈美	元 PTA 母親代表 主任児童委員 生路地区町づくり委員	生路小学校
9	長坂 直大	東生会 スクールガード	生路小学校
10	荻本 伊久江	更生保護女性会生路支部長 民生委員	生路小学校
11	鈴木 善博	石浜区長	片葩小学校
12	成田 泰造	自営業	片葩小学校
13	戸田 幸子	民生児童委員	片葩小学校
14	米田 良恵	令和4年度 PTA 役員	片葩小学校
15	酒井 昌子	民生児童委員	石浜西小学校
16	山田 隆	県営住宅自治会長	石浜西小学校
17	牧 マサノ	元 PTA 役員代表	石浜西小学校
18	山川 潔	南ヶ丘地区代表	石浜西小学校
19	櫻井 諭	南ヶ丘地区自治会長	石浜西小学校
20	内藤 明綱	緒川区長	緒川小学校
21	山崎 宏子	民生児童委員	緒川小学校
22	鈴木 了三	元 PTA 会長	緒川小学校
23	水野 廣春	東楽会会長	緒川小学校
24	中瀬 寛子	元 PTA 母親代表	緒川小学校
25	水野 博隆	森岡区長	森岡小学校
26	杉本 匡彌	元 PTA 会長	森岡小学校
27	井上 ミユキ	元 PTA 母親代表	森岡小学校
28	西保 千佳	主任児童委員	森岡小学校

29	外山 淳恵	更生保護女性会	森岡小学校
30	鈴木 善博	石浜区長	東浦中学校
31	新美 五月	民生児童委員	東浦中学校
32	中川 稔英	元 PTA 役員代表	東浦中学校
33	岡本 由記夫	東中サポーターサブリーダー	東浦中学校
34	恒川 渉	元東浦町教育長	北部中学校
35	阿知波 弘	森岡副区長	北部中学校
36	野村 安雄	緒川副区長	北部中学校
37	西保 千佳	民生児童委員 森岡地区主任児童委員	北部中学校
38	清水 寿紀	北部中学校 PTA 顧問	北部中学校

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

NO	氏 名	所 属	備 考
1	木下 ひとみ	令和4年度西部中学校 PTA 会長	西部中学校区
2	山崎 千聡	令和4年度卯ノ里小学校 PTA 会長	西部中学校区

【参考】

◎東浦町学校運営協議会規則

(組織等)

第3条 協議会は、委員5（2以上の学校について1の協議会を置く場合は、当該学校数に5を乗じて得た数）人以内で組織する。

2 教育委員会は、法第47条の5第2項の規定により委員を任命するときは、対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長に意見を聴くものとする。

3 委員が欠けた場合には、教育委員会は、速やかに新たに委員を任命するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 15 号

東浦町教育委員会事務局職員の任免について

令和 4 年度東浦町教育委員会事務局職員人事異動のうち、課長相当職以上の職員を別紙のとおり任免するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき、提案するものである。

令和4年度東浦町教育委員会事務局職員課長相当職以上人事異動

令和4年4月1日付

課名等	転入等（前所属）	転出等（新所属）
学校教育課	課長 畔上 智 (学校給食センター所長)	横山 靖彦 (土木維持管理課長)
	主幹 松尾 統央 (学校教育課統括課長補佐)	永倉 元樹 (東浦町立森岡小学校教頭)
生涯学習課	課長 佐東 恵奈 (図書館長)	浅田 真一 (農業振興課長)
図書館		佐東 恵奈 (生涯学習課長)
学校給食センター		畔上 智 (学校教育課長)

【参考】

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(指導主事その他の職員)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

- 7 第一項及び第二項の職員は、教育委員会が任命する。
- 8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

議案第 16 号

東浦町社会教育委員の選任について
東浦町社会教育委員を別紙のとおり選任するものとする。

令和4年3月31日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亭

提案理由

東浦町社会教育委員定数等に関する条例第2条の規定により提案するものである。

東浦町社会教育委員名簿

No	氏 名	住 所	職 名 等	備 考
1	石原 弘幸		町文化財保護審議会委員	再 任 平成 22 年 4 月から
2	松下 玲子		元 P T A 代表	再 任 平成 24 年 4 月から
3	平井 伸幸		元 P T A 代表	再 任 平成 26 年 4 月から
4	二宮 邦子		元町スポーツ推進員	再 任 平成 28 年 4 月から
5	水野 智美		元町婦人会連絡協議会役員	再 任 平成 28 年 4 月から
6	高崎 義幸		星城大学講師	再 任 平成 29 年 5 月から
7	外山 淳子		東浦町立東浦中学校非常勤講師	再 任 平成 30 年 4 月から
8	原田 正治		町コミュニティ連絡協議会（生路コミュニティセンター参与）	再 任 令和 3 年 5 月から
9	松山 智美		東浦町立森岡小学校長	新 任 令和 4 年 4 月から

参 考

○社会教育委員定数等に関する条例第 2 条

委員の定数は 30 名以内とする。社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者、公募により選考された者のうちから教育委員会が委嘱する。

○任期 2 年

○期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 17 号

藤江公民館参与の任免について
別添のとおり藤江公民館参与に任免するものとする。

令和4年3月31日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

社会教育法第 28 条の規定により提案するものである。

藤江公民館参与について

		選 任 者	退 任 者
藤江公民館	氏 名	中村 六雄	田島 由美子
	住 所		
	生年月日	昭和 25 年 8 月 9 日	昭和 41 年 11 月 16 日

参考

○社会教育法第 28 条の第 1 項

市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

議案第 18 号

東浦町文化財保護審議会委員の選任について

東浦町文化財保護審議会委員を別紙のとおり選任するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町文化財保護条例第 37 条の規定により提案するものである。

東浦町文化財保護審議会委員

氏 名	住 所	備 考
河 合 美三男		再任 H22. 4. 1 から
田 中 央		再任 H30. 4. 1 から
鈴 木 勝 美		再任 H28. 4. 1 から
石 原 弘 幸		再任 H22. 4. 1 から
福 岡 猛 志		再任 H2. 4. 1 から
高 部 淑 子		再任 H18. 4. 1 から
鬼 頭 秀 明		再任 H18. 4. 1 から

参 考

○東浦町文化財保護条例第 37 条第 1 項

東浦町文化財保護審議会は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。10 名以内の委員で組織する。

○任期 2 年

○期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 19 号

東浦町スポーツ推進委員の選任について

東浦町スポーツ推進委員について、別紙のとおり選任するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町スポーツ推進委員に関する規則第 4 条の規定に基づき、提案するものである。

東浦町スポーツ推進委員委嘱者一覧

地 区	氏 名	経験年数
森 岡	光 行 実	12 年
	大 元 美 久	10 年
	萩 原 洋 一	6 年
	長 坂 富 喜 夫	4 年
緒 川	戸 田 喜 久 子	20 年
	林 弘 章	10 年
	門 脇 美 佳	10 年
	鈴 木 誠 二	2 年
新 田	中 村 由 香	10 年
	野 田 博 美	8 年
	北 山 和 也	新任
石 浜	成 田 清 仁	10 年
	小 銭 周 平	4 年
	長 坂 知 泰	2 年
	須 田 寿 美	新任
生 路	長 坂 久 乃	14 年
	長 坂 恒 幸	10 年
	村 田 尚	7 年
	萩 本 伊 久 江	6 年
藤 江	北 花 恵	10 年
	酒 井 寛 人	2 年
	林 太 一	新任

任期：令和4年4月1日から令和6年3月 31 日

参考

東浦町スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、次の職務にあたる。

- （1） 住民の求めに応じて、スポーツの実技指導を行うこと。
- （2） 住民のスポーツ活動を促進するため、組織の育成を図ること。
- （3） 学校、公民館等の教育機関、その他行政機関の行うスポーツ行事、又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- （4） スポーツ関係団体等の行うスポーツに関する行事、又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- （5） 住民一般に対し、スポーツについて理解を深めるよう努めること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進に係る指導助言をすること。

（定数）

第3条 委員の定数は、23名以内とする。

（委嘱）

第4条 委員は、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、特別な事情があるときは、前項の期間中においても、委員を解職することができる。

議案第 20 号

第 15 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会東浦町実行委員の選任
について

第 15 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会東浦町実行委員について、別紙のとおり選任するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

愛知県市町村対抗駅伝競走大会東浦町実行委員会規約第 4 条第 1 項の規定に基づき、提案するものである。

第 15 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会 実行委員会名簿

役職	氏名	所属等	備考	規約 第 4 条
委員長	庄子 亨	東浦町教育委員会 教育長	再任	(1)
委 員	延永 保二	前東浦町立北部中学校長	再任	(3)
委 員	日高 徹	中学校陸上競技部指導者代表	再任	(1)
委 員	鈴鹿 俊二	あいち健康の森走遊会代表	再任	(3)
委 員	水野 行文	元中学校陸上競技部指導者	再任	(3)
委 員	永山 周輝	元愛知駅伝東浦町チーム選手	新任	(3)

任期：令和 4 年 4 月 14 日から令和 5 年 3 月 31 日

参考

愛知県市町村対抗駅伝競走大会東浦町実行委員会規約（抜粋）

（組織）

第 4 条 委員会の組織は、次に掲げる者のうちから東浦町教育委員会が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- （1）町内学校教員及び教育委員会関係者
- （2）関係行政機関及び団体の職員
- （3）その他教育委員会が特に必要と認める者（委員会役員）

第 5 条 委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1 名
- （2）副委員長 1 名
- （3）委 員 若干名

2 委員長は、教育長とする。

3 副委員長及び委員は、委員長が指名するものとする。

（任期）

第 7 条 委員の任期は 1 年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 21 号

東浦町学校部活動外部指導者の選任について

東浦町学校部活動外部指導者について、別紙のとおり選任するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町外部指導者派遣事業運用規則第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

令和4年度 東浦町学校部活動外部指導者派遣一覧

期間 R4. 4. 1～R5. 3. 31

学校名	人数	派遣種目	指導者名	任用	番号
東浦中	9人	ハンドボール(男)	浅田 潤 一	再任	184
			水野 恭 志	再任	228
			小川 一 幸	再任	253
		サッカー	稲生 和 幸	再任	7
		卓球 (男女)	米 田 亮	再任	244
		ソフトテニス(男)	浪崎 久 夫	再任	206
		バスケットボール (男)	戸 田 幹 也	再任	249
		バスケットボール (女)	島 田 良 輔	再任	256
		ハンドボール(女)	井 口 奈保美	再任	158
北部中	4人	ソフトテニス(女)	外 山 眞 悟	再任	40
		ソフトテニス(男)	間 瀬 悟	再任	195
		剣道(男女)	神 谷 秀 明	再任	233
		バスケットボール(女)	裁 祥 二	再任	220
西部中	4人	サッカー	佐 野 哲 司	再任	48
			小 林 大 樹	再任	229
			松 久 一 道	新任	263
		ソフトテニス(女)	上 野 正 則	再任	215

計 17 人

参考

東浦町外部指導者派遣事業運用規則（抜粋）

（委嘱）

第2条 学校部活動外部指導者は、教育委員会が委嘱状をもって委嘱をする。

（1）委嘱期間は1年間とする。ただし、更新も可とする。

（派遣）

第3条 学校からの申請により、教育委員会が選定し派遣する。

（1）学校からの申請内容は、原則として種目と人数とするが、校長による指導者の推薦も可とする。推薦対象指導者はスポーツ指導者設置要綱第3条による。

（2）教育委員会は、人材バンク登録者の中及び校長による推薦者の中から選定する。ただし、選定にあたり東浦町体育協会及び学校の意見を聴くことができる。

スポーツ指導者設置要綱（抜粋）

（スポーツ指導者の条件）

第3条 スポーツ指導者は、次の各号の条件を満たしたものとする。

（1）スポーツ指導者養成講習会を終了した者及びそれに準じる者（日本体育協会公認スポーツ指導者、スポーツ少年団認定員、教員等の資格や優れた指導歴を有する者）

（2）該当種目の実技指導に堪能であり、安全指導のできる者。

（3）学校部活動の管理、運営に協力できる者。

（スポーツ指導者人材バンク設置）

第4条 教育委員会は、前条のスポーツ指導者の申請により、スポーツ指導者人材バンクに登録した者を地域スポーツ団体及び学校部活動に紹介又は派遣する。

2 登録申請書は、別に定める。

議案第 22 号

東浦町学校体育施設の開放運営委員の選任について

東浦町学校体育施設の開放運営委員について、別紙のとおり選任するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町学校体育施設の開放運営委員会規則第 3 条の規定に基づき、提案するものである。

令和4年度東浦町学校体育施設の開放運営委員名簿

所属	職名	氏名	備考	規則 第3条 第2項
東浦町立藤江小学校	校務主任	古田 英隆	新任	(1)
東浦町立生路小学校	校務主任	星 悟	再任	(1)
東浦町立片葩小学校	校務主任	橋本 記江	再任	(1)
東浦町立石浜西小学校	校務主任	石井 香織	新任	(1)
東浦町立緒川小学校	校務主任	依岡 真吾	再任	(1)
東浦町立卯ノ里小学校	校務主任	竹内 裕子	新任	(1)
東浦町立森岡小学校	校務主任	桑山 晃司	新任	(1)
東浦町立東浦中学校	校務主任	渕上 正毅	再任	(1)
東浦町立北部中学校	校務主任	加藤 崇宏	新任	(1)
東浦町立西部中学校	校務主任	高橋 識充	新任	(1)
東浦町スポーツ少年団	生路レッズ	山口 友美	新任	(2)
東浦町スポーツ少年団	東光F C	鈴木 了三	再任	(2)
東浦町スポーツ協会	会長	二宮 立美	再任	(3)
公募委員	—	梶山 博史	再任	(4)

任期：令和4年4月1日から令和5年3月31日

東浦町学校体育施設の開放運営委員会規則（抜粋）

（任務）

第2条運営委員会は、学校体育施設の開放の運営に関する重要な事項を調査及び審議する。

（組織）

第3条運営委員会の委員は、15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（1）関係学校職員

（2）利用団体の代表者

（3）学識経験のある者

（4）公募により選考された者

3 委員の任期は1年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和4年2月・3月 教育長報告

(行事報告)

【日 付】	【報 告 内 容】
2月24日(木)	一般質問検討会
2月25日(金)	教頭会議
3月2日(水)	本会議・全員協議会
3月3日(木)	西部中学校卒業式 第1回教育委員会臨時会
3月4日(金)	本会議
3月7日(月)	本会議
3月8日(火)	本会議
3月9日(水)	駅伝実行委員会
3月10日(木)	教務主任会議
3月11日(金)	文教厚生委員会
3月15日(火)	於大まつり実行委員会 特別支援教育推進協議会 現職教育推進協議会
3月16日(水)	子ども読書活動推進会議
3月17日(木)	行政経営会議 社会教育委員会
3月18日(金)	片葩小学校卒業式 幹部会 教育功労者表彰式
3月22日(火)	本会議
3月23日(水)	図書館協議会
3月24日(木)	五町教育長会議

3 月 31 日（木）	教職員退職者辞令伝達式
	第 3 回教育委員会定例会

名義後援申請一覧表

令和3年12月から令和4年2月までの申請分

	件 名	担当課	申請日	承認/不承認	実施日	実施報告
1	ふれあいボランティア中学生自由企画「春のお祭りもりあげ隊2022」	学校教育課	R4.1.24	承認	4/16	
2	家庭教育講座～子どもの才能ののび方～	生涯学習課	R3.12.8	承認	R4.2.16	R4.3.3
3	第49回美墨会展	生涯学習課	R3.12.2	承認	R4.3.11～ R4.3.13	R4.3.14
4	工作と科学のわくわく体験	生涯学習課	R3.12.14	承認	R4.2.19 (R4.2.20)	
5	コロナに負けない文化展	生涯学習課	R3.12.20	承認	R4.2.26～ R4.2.27	
6	教育講演会「7カ国語で話そう」	生涯学習課	R3.12.22	承認	R4.3.19	
7	親の役割ってなあ～に？	生涯学習課	R4.1.6	承認	R4.5.22	
8	『子どもの潜在能力を引き出す脳科学』講座	生涯学習課	R4.1.7	承認	R4.5.25～ 26、28～29	
9	2022 第29回 国際ピアノコンクールin知多	生涯学習課	R4.1.吉日	承認	予選会 R4.5.21～ 22、本選会7/3	
10	ファインマークコンテスト2022 “～みんなのパワーで東浦を元気に”	生涯学習課	R4.2.17	承認	R4.9.18	
11	カードゲームくぶんしっし)及びくもつとぶんしっし)講座	生涯学習課	R4.2.3	承認	R4.5.15、 22、29	
12	親子孫でくたのしい仮説実験)講座	生涯学習課	R4.2.3	承認	R4.6.12、 19	
13	地域応援企画 キッズマネースクールはたらくってな～に？おみせやさんごっこ	生涯学習課	R4.2.15	承認	R4.4.24	
14	「ありがとう贈ろう。」キャンペーン	生涯学習課	R4.2.28	承認	R4.5.1～ R5.12.31	
15	第23回新人歓迎東浦ペタンク大会	スポーツ課	R4.2.22	承認	R4.4.23	
16	未来をつくる給食 愛知オーガニックウェーブ	学校給食センター	R3.12.21	不承認	R4.3.20	

(別掲)実施報告

	件 名	担当課	教育委員会 報告日	申請日	実施日	実施報告
1	2021年 税に関する「絵はがきコンクール」	学校教育課	R4.6.22	R4.4.16	R3.6.10～ R3.11.13	R4.12.14
2	志多ら全国ツアー いのちの力半田公演	生涯学習課	R3.6.22	R3.4.13	R3.12.23	R4.1.7
3	東浦フィルハーモニー管弦楽団 2021年クリスマスコンサート	生涯学習課	R3.12.23	R3.11.2	R3.12.19	R4.1.11
4	第12回「はたらく人にありがとう」メッセージ募集	生涯学習課	R3.6.22	R3.4.16	R3.7.1～ R3.9.30	R4.1.17
5	「ありがとう贈ろう。」キャンペーン	生涯学習課	R3.6.22	R3.3.18	R3.5.1～ R3.12.31	R4.1.20
6	親子孫でくたのしい仮説実験)講座	生涯学習課	R4.3.31	R3.11.4	R4.2.11～ R4.2.12	R4.2.21

(別掲)実施報告

	件 名	担当課	教育委員会 報告日	申請日	実施日	実施報告
7	第49回人権を理解する作品コンクール	生涯学習課	R3.9.	R3.7.5	R3.10.15 ～R4.2.15	R4.3.10
8	第22回JAあいち知多ジュニア野球大会	スポーツ課	R3.6.22	R3.5.13	R3.7.24～ 25・8.7	R4.1.5
9	第8回さわやか健康リレーマラソンinあ いち健康の森公園	スポーツ課	R3.9.28	R3.6.21	R3.11.28	R3.12.28
10	メディアスpresents第39回東浦ライオ ンズカップサッカー大会(U-12)	スポーツ課	R3.12.23	R3.9.30	R4.2.5	大会中止
11	メディアスpresents第39回東浦ライオン ズカップサッカー大会(U-8, U-10)	スポーツ課	R3.12.23	R3.9.13	R3.12.11 ～12	R4.1.12
12	第26回知多サッカーフェスティバル	スポーツ課	R3.12.23	R3.10.12	R3.11.28 ～12.19	R4.1.6
13	第27回望年干支取ペタンク大会	スポーツ課	R3.12.23	R3.11.12	R3.12.19	R3.12.24

令和3年度 学校教育課報告

令和4年3月

児童生徒数(3月1日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	0	21	4	25	2	24	1	23	1	24	3	35	11	152
	女	2	30	2	27	1	34	1	34	0	27	2	34	8	186
	計	2	51	6	52	3	58	2	57	1	51	5	69	19	338
生路小学校	男	1	28	2	24	3	31	1	20	0	27	1	28	8	158
	女	0	37	0	26	2	23	0	27	0	22	0	35	2	170
	計	1	65	2	50	5	54	1	47	0	49	1	63	10	328
片葩小学校	男	1	35	0	36	1	35	0	45	1	36	1	38	4	225
	女	0	36	2	30	0	33	1	31	1	38	0	52	4	220
	計	1	71	2	66	1	68	1	76	2	74	1	90	8	445
石浜西小学校	男	1	45	1	44	0	42	4	40	1	44	2	35	9	250
	女	1	38	0	31	0	40	2	37	1	44	0	34	4	224
	計	2	83	1	75	0	82	6	77	2	88	2	69	13	474
緒川小学校	男	2	40	0	23	3	48	7	53	3	42	1	48	16	254
	女	1	50	0	38	0	59	0	33	1	52	0	40	2	272
	計	3	90	0	61	3	107	7	86	4	94	1	88	18	526
卯ノ里小学校	男	1	32	3	26	2	24	2	16	2	33	1	29	11	160
	女	1	16	0	28	0	17	0	25	0	24	1	30	2	140
	計	2	48	3	54	2	41	2	41	2	57	2	59	13	300
森岡小学校	男	1	36	2	39	4	47	2	35	2	29	0	33	11	219
	女	1	47	0	24	0	31	1	40	0	39	1	36	3	217
	計	2	83	2	63	4	78	3	75	2	68	1	69	14	436
小学校計	男	7	237	12	217	15	251	17	232	10	235	9	246	70	1,418
	女	6	254	4	204	3	237	5	227	3	246	4	261	25	1,429
	計	13	491	16	421	18	488	22	459	13	481	13	507	95	2,847
東浦中学校	男	5	135	5	109	4	123							14	367
	女	1	120	4	126	1	133							6	379
	計	6	255	9	235	5	256							20	746
北部中学校	男	3	70	3	84	1	70							7	224
	女	0	78	1	93	1	69							2	240
	計	3	148	4	177	2	139							9	464
西部中学校	男	1	28	3	23	3	25							7	76
	女	1	26	0	33	0	35							1	94
	計	2	54	3	56	3	60							8	170
中学校計	男	9	233	11	216	8	218							28	667
	女	2	224	5	252	2	237							9	713
	計	11	457	16	468	10	455							37	1,380

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数 (人)

学 校 名	2 月		1 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	20	0	20
生 路 小 学 校	0	17	0	17
片 葩 小 学 校	0	25	0	25
石 浜 西 小 学 校	1	92	2	89
緒 川 小 学 校	0	37	0	37
卯ノ里 小 学 校	0	31	0	29
森 岡 小 学 校	0	36	0	36
小 学 校 計	1	258	2	253
東 浦 中 学 校	0	81	0	80
北 部 中 学 校	0	45	0	45
西 部 中 学 校	0	17	0	17
中 学 校 計	0	143	0	142
総 計	1	401	2	395

長期欠席者数 (人)

学 校 名	2 月	1 月
藤 江 小 学 校	2	1
生 路 小 学 校	3	2
片 葩 小 学 校	4	13
石 浜 西 小 学 校	7	7
緒 川 小 学 校	2	1
卯ノ里 小 学 校	0	2
森 岡 小 学 校	5	4
小 学 校 計	23	30
東 浦 中 学 校	31	27
北 部 中 学 校	16	11
西 部 中 学 校	8	7
中 学 校 計	55	45
総 計	78	75

いじめ認知件数 (件)

学 校 名	2 月	1 月
藤 江 小 学 校	0	0
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	4	0
石 浜 西 小 学 校	0	0
緒 川 小 学 校	0	0
卯ノ里 小 学 校	0	1
森 岡 小 学 校	0	0
小 学 校 計	4	1
東 浦 中 学 校	0	0
北 部 中 学 校	2	0
西 部 中 学 校	0	0
中 学 校 計	2	0
総 計	6	1

その他

特になし

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
 - ・新入学学用品費(新小中1年)
 - ・給食費
 - ・林間学校費(小5、中2)
 - ・修学旅行費(小6、中3)
 - ・卒業アルバム代等
- ※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和4年4月)

日	曜日	行事名等	備考
1	金	教職員発令通知式(11:00～)	
2	土		
3	日		
4	月		知教協15:00～
5	火		給食試食会
6	水	小学校入学式	東浦高校入学式
7	木	中学校入学式、小学校始業式	
8	金	中学校始業式	
9	土		
10	日		
11	月	給食開始	
12	火		
13	水	小学校1年生給食開始	
14	木		
15	金		
16	土	於大まつり	
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金	昭和の日	
30	土		

令和3年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

3月 事業報告

1 文化センター事業

【講座・教室】

3日（木） 託児付きかんたんおやつ（はなのき会館）

【ICT事業】

13日（日） ICTプログラミング教室（森岡コミュニティセンター）

2 郷土資料館事業

【企画展】

27日（日）まで ミニ企画展「ひなまつり展」

3 地区コミュニティセンター事業

【講座・教室】

2日（水） 着付け教室（緒川）

4月 事業計画

1 文化センター事業

なし

2 郷土資料館事業

【企画展】

16日（土）から 春の企画展「SDGsってなあに？はじめよう！過去を学び、未来に向けて」

【講座・教室】

21日（木） 四季の陶芸教室（春）

3 地区コミュニティセンター事業

なし

その他

3月1日「天白遺跡ひろば」オープンしました。今後、近くにある入海貝塚と合わせて古代史跡関係として周知や活用を行っていきます。

令和3年度 中央図書館の事業報告、事業計画

3月事業報告

- 1 図書館事業
 - ・ 5日（土） 子ども向けDVD上映会「おしりたんてい」
 - ・ 18日（金） ブックスタート読み聞かせ 4か月健診【中止】
 - ・ 24日（木）～31日（木） 特別資料整理期間のため休館
- 2 特集展示 児童）昔話（鬼を中心に）、赤ちゃん絵本
一般）バレンタイン・ホワイトデー（手作りお菓子）
資料館「ひなまつり展」コラボ展示
- 3 おはなし会 【中止】

4月事業計画

- 1 図書館事業
 - ・ 16日（土） 本のリサイクルフェア
- 2 特集展示 児童）ぴかぴかの一年生におすすめ、外国語絵本
一般）松本清張没後30周年
混合）資料館「SDGs展」コラボ展示
- 3 おはなし会 毎週水曜日・土曜日に開催

その他

- ・ 4月1日（金）「よむらび電子図書館」オープン
- ・ 図書館ホームページリニューアル

令和 3 ・ 4 年度 スポーツ課事業報告・事業計画

3 月事業報告

- 1 スポーツ推進委員会
15日（火）スポーツ推進委員定例会
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会
6日（日）第24回知多北地区ペタंक大会（町営第1グラウンド）【中止】
16日（水）第3回理事会（はなのき会館）【書面決議】
- 3 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
9日（水）第3回実行委員会（はなのき会館）
- 4 スポーツ少年団
第3回スポーツ少年団代表者会（はなのき会館）【書面決議】
- 5 その他
26日（土）ランニングイベント（あいち健康の森公園）
愛三工業陸上部員が小学生を対象に指導。大府市と共催（定員各50人）

4 月事業計画

- 1 スポーツ推進委員会事業
12日（火）スポーツ推進委員定例会（はなのき会館）
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会
20日（水）第1回理事会（東海市商工センター 特別会議室）
- 3 スポーツ協会事業
7日（木）第1回役員会（はなのき会館）
21日（木）評議員会（はなのき会館）
- 4 第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
14日（木）第1回実行委員会（はなのき会館）
- 5 学校体育施設開放事業
7日（木）学校体育施設開放運営委員会・連絡会（はなのき会館・体育館）

令和4年度
4月分献立予定表(案)

東浦町学校給食センター

14回		献立名		備考
日	曜			
11	月	ごはん 牛乳	さばの銀紙焼き 豚肉と大根の煮物 野菜のしそひじきあえ 中:お祝いデザート	
12	火	ごはん 牛乳	コロッケ キャベツと生揚げのみそ炒め 具だくさん汁	
13	水	麦ごはん 牛乳	米粉カレーライス ハンバーグのトマトソースかけ 福神漬け 小:お祝いデザート 中:一口ピーチゼリー	小学校1年開始
14	木	ロールパン 牛乳	鶏肉のハーブ焼き(小1、2年1個、小3年～2個) 春野菜のクリームシチュー オレンジ	
15	金	ごはん 牛乳	いわしの梅煮 凍り豆腐の卵とじ煮 キャベツの香の物あえ	
18	月	麦ごはん 牛乳	マーボー豆腐 蒸ししゅうまい(小1、2年1個、小3年～2個、中3個) パンパンジーサラダ	
19	火	愛知の大根葉ごはん 牛乳	愛知県産食材入り厚焼き卵 じゃがいものそぼろ煮 野菜のごまあえ	食育の日
20	水	麦ごはん 牛乳	揚げ魚(ホキ)の玉ねぎソースかけ 大豆とひじきの炒め煮 とり団子汁	
21	木	小型ロールパン 牛乳	やきそば ごぼう入りつくね(小1、2年1個、小3年～2個 中3個) フルーツのいちごゼリーあえ アーモンド入り小魚(中学校のみ)	
22	金	ごはん 牛乳	あじフライのレモンソースかけ 切干大根の炒め煮 じゃがいもと玉ねぎのみそ汁	
25	月	麦ごはん 牛乳	キャベツ入りメンチカツ ツナと野菜のごま酢あえ かきたま汁	
26	火	ごはん 牛乳	さばの照り焼き たけのこのきんぴら 玄米団子汁	
27	水	麦ごはん 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) 春雨スープ いちごヨーグルト	
28	木	サンドイッチロールパン 牛乳	フランクフルトのケチャップソースかけ 野菜のスープ煮 まめまめサラダ	

食べ物カレンダー

たまねぎ

その他

調理業務等委託

- ・4月5日(火) 試し調理
- ・4月11日(月) 給食開始